

「府立木津川運動公園（北側区域）の基本計画（中間案）」 に対する意見募集の結果

1 意見募集の期間 令和2年12月17日（木）から令和3年1月15日（金）まで

2 寄せられた意見 21名・1団体
18件（同主旨の意見はまとめて整理しています。）

3 意見の要旨及びこれに対する府の考え方

パブリックコメントにおいては、「向上機能（民間提案）」となる個別施設の設置についての御意見を多数頂きました。今回の基本計画の見直しにおいては、今後参入を希望される民間事業者から自由な提案をいただけるよう、公園の目指すべき姿や方向性と導入する基本的な機能を定めることとし、個別施設は例示に留めることとしています。

		意見の要旨	府の考え方
施設整備	1	ICT の活用を概要版にも明記するとともに、「賑わい・地域振興機能」において必須とすべき。	ICT の活用については概要版を含め整備方針に加筆します。 また、公園施設の設計を進める中で積極的に活用してまいります。
	2	「新しい生活スタイルの支援機能」において、 ①「Wi-Fi環境の整備」 ②「自動運転等を想定した園路等の整備」 ③「次世代型トイレ・走るトイレの導入」を必須とすべき。 ③については実証実験としての導入でも良い。	①Wi-Fi環境は、公園管理施設の設計を進める中で、検討してまいります。 ②園路等については、将来的に自動運転が導入されることも視野に入れた設計をしてまいります。 ③最先端の技術を導入したトイレについては、ソフト施策の一環として取組んでまいります。
	3	①「単なるサイクリングステーションではなく「京都やましろ茶いくるライン」の発着拠点、目的地」と位置づけるべき。 ②「ナショナルサイクルルート（国交省）の選定」を目指すべき。	①「発着拠点、目的地となるサイクリングステーション」から「京都やましろ茶いくるライン」の発着拠点、目的地となるサイクリングステーションに改めます。 ②ナショナルサイクルルート選定の可能性を視野に入れ、各課で連携してまいります。
	4	「地域物産館内の利用について ①「山砂利採取歴史資料館（コーナー）の設置」 ②「環境学習室（コーナー）の設置」 ③「お茶の京都（コーナー）の設置」	地域物産館の利用を図る他、公園全体で各地域の情報発信・学習等の取組みを検討してまいります。

		意見の要旨	府の考え方
施設整備	5	「自然体験・学習機能」の基本機能として「再生エネルギー施設」の導入を位置づける。	環境活動の一環として、南側区域でも太陽光発電の利用を行っています。北側区域においても「再生可能エネルギー」の導入を検討していくこととし、基本機能として位置づけ、環境学習にも活用してまいります。
	6	子どもの遊び場において障害のある子ども達が排除される事なく、誰もが楽しめる環境、場所である事を願っており、あらゆる困難を抱える子ども達にとつて、物理的にも心理的にも壁の無いインクルーシブ公園の設立を望む。また、子どもが安全安心して利用できるよう敷地内完全禁煙とすべき。	本計画では、北側区域の新たな整備方針において、子どもだけでなく様々な世代の方々が多様性を認め合う共生社会の形成を方向性の1つとしており、本計画に基づき公園の設計を進める中で、ハード・ソフト施策共に検討してまいります。
	7	新名神からでも確認できる程のインパクトがあり、名物となるモニュメントの設置を望む。	基本機能に位置づけた大規模屋根付き広場、ウエルカムブリッジ（南北連絡橋）と一体となったレストラン等の複合施設をランドマークとして位置付けており、インパクトのある施設となるように設計してまいります。
	8	城陽市の姉妹都市に關係した植栽を望む。	本計画に基づき公園の設計を進める中で、検討してまいります。
	9	「動物同伴施設（ドッグラン）、託児施設、恐竜博物館、グランピング施設、飲食施設、夜の飲み屋街、たこ焼き屋、広大な花畠、自然を生かしたアトラクション、京都府民の安全・健康を願う鐘、野外音楽堂、宿泊機能、スケートボード・ローラースケート施設、サイクルスポーツ施設（250m木製トラックドーム、ロードコース、BMX・マウンテンバイク・シンクロス・フリースタイル施設、自転車ショップ、更衣室、シャワールーム、給水施設）、インドアスポーツ施設、ボルダリング施設」を望む。	本計画では、公園整備において積極的な民間活力を導入することとしており、民間事業者の提案により本公園の魅力や利便性を一層向上させる機能（施設）を「向上機能（民間提案）」として位置付けています。 御意見のありました機能は、今後参入を希望する民間事業者から提案も踏まえ、向上機能（民間提案）の施設として検討してまいります。
	10	新しい生活スタイルの支援機能の向上機能に、「自動運転バスによる園内移動」、「園内店舗商品の宅配ボットによる配達」の追加を望む。	
	11	日常生活に必要な病院施設を誘致し、交流人口の増加を図ることを望む。	都市公園法において、病院は公園内に設置できる施設ではございませんが、交流人口の増加に資する公園を目指してまいります。

		意見の要旨	府の考え方
施設整備	12	公園の有効活用のため調整池等の施設整備の工夫をすべき。	本計画に基づき公園の設計を進める中で、自然体験や学習機能等への活用を念頭におきながら、施設配置や規模に合わせて検討してまいります。
交通アクセス	13	府道山城総合運動公園城陽線（府道256号線）からのアクセス性を向上すべき。	利便性向上のため、府道256号線からのアクセスを図ります。 ただし、公園内の環境及び安全性確保等の観点から、園内の通過交通は排除すべきと考えています。
	14	十分な駐車場を確保すべき。	本計画に基づき公園の設計を進める中で、施設配置や規模を踏まえ、利用者の利便性を高められるように検討してまいります。
利活用	15	公共交通手段の整備・充実が必要。	公共交通手段については、関係機関と協議を進めてまいります。
	16	利用対象者を京都府地域のみとするのではなく、公園周辺の施設や史跡などの名所と連携し、広域観光拠点や近隣府県の小学生の社会見学先として位置付けるべき。	本公園は、観光やアウトレットモール利用者等の広域利用者を誘引できる公園を目指しており、地域資源を発信できるようになるとともに、近隣府県の小学校等にも利用を呼びかけてまいります。
名称変更	17	札幌雪祭りのような城陽の砂を水で固めた彫刻、プラネタリウム投影、府内マスコットキャラクターの活用を望む。	公園の利活用については、地域に愛され、賑わえる公園となるよう、様々な取組みを行ってまいります。
	18	公園名は、木津川市の公園と間違う名称ではなく、城陽運動公園と立地の名称に因るべきであり、改名をすべき	平成26年度の愛称募集により、地元に親しまれ、子ども達が覚えやすく、インパクトのある名称として「城陽五里五里の丘」と名付けられていますので、この名称を広げてまいります。